

令和5年7月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「検体測定室に関するガイドライン」の一部改正について及び「検体測定室に関するガイドラインに係る疑義解釈集(Q & A)」の一部改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の件について了知方依頼がありました。

本通知は、「検体測定室に関するガイドライン」を一部改正したことを情報提供するものであり、主な改正点としては、「第2 検体測定室の指針について」の「23 台帳」に定められている、台帳の保管管理期間について、これまで「20年間」とされていたところ、今回の改正により、「穿刺器具全体がディスプレイタイプ(単回使用のもの)の場合は、5年間(それ以外の場合は、20年間)」へと変更されております。

併せて、今回のガイドライン改正を踏まえ、同局地域医療計画課医療関連サービス室より、「「検体測定室に関するガイドラインに係る疑義解釈集(Q & A)」の一部改正について」が発出されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL: 06-6763-7006/FAX: 06-6764-0267